

令和6年度水質検査室作業環境測定業務委託 仕様書

1 適用

本仕様書は、標記業務に適用する。

2 業務の目的

作業環境の実態を把握し、適正な作業環境の確保を図るため、労働安全衛生法第65条に基づき有機溶剤取扱業務に係る作業環境測定(以下「測定」という。)を実施する。

3 測定場所

測定を実施する場所は管理棟2階水質検査室の以下の2箇所(別図参照)とする。

- (1) 有害ガス実験室
- (2) 理化学実験室

4 測定対象物質

労働安全衛生法施行令別表第6の2のうち以下4つの有機溶剤とする。

- (1) メタノール (使用量:7リットル/年)
- (2) 酢酸エチル (使用量:3リットル/年)
- (3) アセトン (使用量:4リットル/年)
- (4) ノルマルヘキサン (使用量:1リットル/年)

5 測定方法・評価

作業環境測定基準(昭和51年労働省告示46号)及び作業環境評価基準(昭和63年労働省告示80号)による。

6 サンプルング実施日

下記の2回とし、詳細な実施日時は契約後の協議により決定する。

- ・令和6年5月14、15日のうち、いずれか1日
- ・令和6年11月5、6日のうち、いずれか1日

7 報告書等の提出

- (1) 測定実施日の1週間前までに、作業環境測定計画書を提出すること。
- (2) 結果報告書はサンプルングの日から4週間以内に結果書を提出すること。
- (3) 結果報告書には測定結果、測定方法及び評価等を記すこと。また、サンプルングの状況写真を添付すること。